内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革) 梶山弘志様

国の施策等に関する提案・要望書

(平成29年8月)

鳥取県

「地方創生」の基盤となる地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

【提案募集方式】

- ○福祉等の分野における「従うべき基準」や地域交通など、地方が従前より求めている 参酌すべき基準化や事務・権限の移譲について、提案を実現すること。
- ○文化財保護に関する事務など、様々な分野の施策と連動させ実施した方がより効果 的・効率的な事務を、これまでの国、都道府県、市町村、さらに地方公共団体の執行 機関の役割分担にとらわれることなく、柔軟に実施できるよう提案を実現すること。
- ○実施又は現行規定により対応可能とされた提案について、必ずしも地方からの提案の 趣旨に沿った対応となっていないものも含まれているため、今後、地方の意見を聞く 機会を設けるなど、提案の趣旨に沿った対応を実現すること。
- 〇提案の対象外とされている国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、一律に対象外と整理するのではなく、提案の内容を踏まえて柔軟に対応すること。
- 〇提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方の みに課すのではなく、地方への権限移譲等を行うことを前提として、地方に委ねるこ とによる支障等の立証ができない限り移譲等を実行する方向で取り組むこと。

【地方分権一括法】

〇これまでの地方分権改革による事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源 措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施 すること。

【「従うべき基準」の廃止又は参酌化の事例】

[厚生労働省] 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又 は参酌化

(地方三団体 平成 29 年提案)

- (概要) 放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。
 - 第1次回答→放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全て の放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。

【文化財保護に関する事例】

- [文部科学省]文化財保護行政に係る権限移譲及び所管組織の選択制の実施(鳥取県 平成29年提案) (概要)・文化財の修理等に係る手続きにおいて、可能な限り事務手続きが短縮できるよう、都道府 県の判断により実施の可能なものについては、都道府県に移管することが必要。
 - ・文化財の保護・保存、活用までを観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることが期待できることから、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるよう緩和を求める。
 - 第 1 次回答⇒文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。現在、<u>文化審議会文化</u> 財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、<u>文化財の保存と活用の在り方</u> について検討しており、年内を目途に結論を出す予定である。

【実施とされた事例】

〔国土交通省〕乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和

(鳥取県 平成29年提案)

(概要) 既存の貨物自動車運送事業者だけでは、住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な 過疎地域等において、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とするよう求める。 第1次回答⇒ 一定の条件のもとで、過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送を行うことを 可能とするための措置を講ずることを検討しているところ、平成29年6月末より意見 公募手続を開始しており、9月に許可の申請受付を開始する予定である。

回答に対する鳥取県の見解

⇒ 地域により貨物・旅客の輸送量や輸送手段には大きな差異があることから、 過疎法で規定する過疎地域に加え、<u>各地方公共団体が規定する中山間地域の</u> 区域も対象地域にすべき。

【現行規定により対応可能とされた事例】

〔国土交通省、警察庁〕コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化 (全国知事会・鳥取県 平成29年提案)

- (概要) 当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、<u>路線定期運行バスの停留所に、</u> 区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方 公共団体等に周知することを求める。
 - 第 1 次回答⇒ 地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定に当たり、両計画の策定手順、考え方を示した「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」に掲載し、ホームページにおいて公開及び周知している。

回答に対する鳥取県の見解

⇒地域公共交通網形成計画の策定は、各地方自治体へ義務付けされているものではないことから、網形成計画とは関係なく、<u>地域の実情に応じ、当該地域の地域交通関係者を交えた地域公共交通会議において合意が得られた場合には</u>認めるべき。

【提案の対象外と整理された事例】

- 1 〔農林水産省〕林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和(林業種苗法) (岡山県、中国地方知事会 平成 29 年提案)
 - (概要) 林業種苗法により、スギ種苗の配布区域が指定され、広域での少花粉苗木の融通が制限されているため、育苗が進まない地域で少花粉苗木による造林が進まないなど花粉発生源対策が滞っている。配布区域指定の廃止や、指定を続ける場合は配付区域の拡大や区域指定の広域化など、林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和を求めたが、民間事業者に対する規制緩和を求める提案であり、地方に対する規制緩和に当たらないため対象外とされた。
- 2 〔財務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省〕国有財産の用途指定変更手続きの簡略化(普通財産にかかる用途指定の処理要領について)

(岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 平成 28 年提案)

- (概要) 国有地の貸付による土地で運営されている幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、 用途指定の変更に相当し、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じて いるため、協議を伴わない承認又は届出とすることを求めたが、国有地の貸付手続に関する 通知は、財務省内部の取扱いのみを定めており、<u>地方公共団体の事務の処理又はその方法を</u> 義務付けている具体的な規定に関する提案ではないため対象外とされた。
- 3 [内閣府] 広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正(地域再生法) (関西広域連合 平成 28 年提案)
 - (概要) 平成 28 年度から、地方公共団体の地方創生事業に対する企業の寄附について、法人住民税等の税額控除の優遇措置(「企業版ふるさと納税」) が講じられたが、広域連合は対象外とされているため、改善を求めたが、税制改正に該当するため対象外とされた。

地方創生の着実な推進について

《提案・要望の内容》

- 〇地方から東京圏への人口流出に歯止めがかからない現状を踏まえ、「まち・ひと・しごと 創生総合戦略」に掲げた基本目標の目標値を安易に下方修正することなく、東京一極 集中の是正に向けて、政府として大胆に取り組むこと。
- 〇政府関係機関の地方移転については、政府関係機関移転基本方針(平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき移転を行うとされた機関の移転を着実に進めるほか、東京一極集中の是正や地方への人の流れを国が自ら創り出していく覚悟をもって、第2弾の移転検討を進めるなど、この取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として大胆かつ継続的に進めること。
- 〇地方創生の推進に向けて、地方がその地域の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成 29 年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充し、十分な一般財源総額を確保すること。
- 〇地方創生推進交付金について、十分な規模を確保して継続するとともに、地方からの提案が確実に実現できるよう、地方の意見を踏まえた大胆な制度改正を行うこと。

【地方創生推進交付金に関する提案事項】

- 1. 国の審査や使途の制約等の廃止を
 - ⇒ 交付決定前の事業着手ができない上に、申請要件や使途に様々な制約があり、使いがたい制度となっているため、各地域の実情に応じた課題の解決に向けて、自主性・主体性を活かした取組が行えるよう、大胆な制約の排除が必要。

2. 次年度以降の国予算枠の担保とともに、交付率の引き上げを

⇒ 後年度の国の予算担保がなく、継続した事業実施の見通しが立たないことに加え、 1/2の地方負担が必要となることから、財政力が弱い団体は大胆な取組を躊躇。

【参考】交付金制度に係る県内市町村からの意見

- ・国が採択の可否を判断することなく、地域の実情を踏まえた取り組みを展開できるようにしていただきたい。
- ・事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、2分の1の地方負担を交付 税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付していただきたい。
- ・移住者支援など個人への給付について対象とするとともに、ハード整備事業について、 更なる要件の緩和をいただきたい。

地方創生に資する大学改革に向けた学生の地方回帰の推進について

〈〈提案・要望の内容〉〉

- ○大都市の大学の定員増を抑制するため、立法措置を含め実効性ある措置を講じること。
- 〇また、地方へのサテライトキャンパスの設置など、都市部の大学の地方移転の促進について特別の財政措置を講ずること。
- 〇地方大学が行う地域の中核的な産業の振興と、これを担う専門人材育成などの取組に対し、 高率の財政支援措置を講じること。
 - ・本県では多数の学生が県外の大学に進学しているが、就職の際に県内にUターンする若者が少なく若者の流出が続き、人口減少の大きな要因となっており、地域産業の担い手不足につながっている。
 - ・県内進学の選択肢を増やすため、サテライトキャンパスなど大学の地方移転を働きかけているが、 大学からは、現状では経営上難しいと言われている。
 - ・県内大学では、県内就職の増加に取り組んでいるが、近年景気の改善で学生の売り手市場となる中、逆に都市部への就職が増えており、地域の産業振興に必要な人材育成を行い県内就職につなげるためには、大学と県内産業が連携した取組をさらに強化する必要がある。

<参考>

1 本県の状況

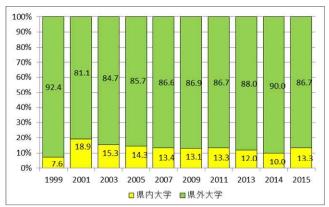
(1) 鳥取県の転出超過の状況

・鳥取県では、最初の就職時である「20~24歳」の転出超過数が1,000人前後で推移しており、県全体の転出超過数の大部分を占め、人口減少の大きな要因となっている。

(2) 県内高校卒業生の進学状況

- ・鳥取県内の高校から大学に進学した学生の うち、県内の大学に進学した学生は1割強 程度であり、地域内進学率は平成28年度 調査で全国ワースト2位。
- ・本県が行ったアンケートでは、県外に進学 した学生が県内に就職した割合は**3割程度** であり、これが若者の県外流出の大きな要 因となっている。
- ・県内に進学しない要因として、「希望する 学部や学科がないから」という答えが3割 となっており、県内大学の学部・学科の選 択肢が狭いことも県外流出の要因である。

大学進学状況(学校基本調査及び鳥取県教育委員会資料より作成)



(本県にある高等教育機関は大学3校、短大1校、高専1校のみであり、法学部、教育学部、薬学部、 外国語学部などの学部がない。)

2 全国の状況

- ・近年、通学圏の人口が多く利便性に富んだ都心部への大学キャンパス移転が進んでいる。
- ・文部科学省は6月30日に、本年3月に**私立大学47校が申請した入学定員増(5,701人増)**を認可。 このうち**東京23区の12校にかかるものが2,183人**。文科省の見直し要請に応じなかったもの。
- ・地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議においては、年内に最終報告がとりまとめられる予定であり、国はその議論を踏まえながら、具体的な制度や仕組みについて年内に成案を得るよう検討。
- ・文部科学省はまち・ひと・しごと創生基本方針2017を受けて、**暫定的な措置として大学設置に係る認可基準に関する告示を改正し、平成30年度の収容定員増と平成31年度の大学・学部等の設置及び収容定員増を抑制する**こととしている。平成32年度以降については、法律の制定等により対応するよう検討中。

⇒学生定員の実効性ある増加抑制のためには、法制化を含めた措置が必要。